

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第一項」を削る。

第三条に次の一項を加える。

2 前項第四号に規定する所管の部長を置かない場合は、第八十四条の二、第八十六条、第八十六条の二、第九十四条、第九十五条第一項、第九十六条の三第一項、第九十七条の二、第九十七条の四、第九十七条の五第一項、第二百五条、第四百一条の二、第四百七条の二、第五百一条の二第二項、別表第七及び別表第七の二中、「部長」とあるのは「局長」と読み替えて適用するものとする。

第三十一条第一号中「管理部長」を「局長」に改める。

第九十条第二項中「所管の部長」の下に「を経て課長又は所長」を加える。

第九十三条の三中「部長」を「課長又は所長」に「管理者」を「所管の部長を経て管理者」に「局長」を「所管の部長を経て局長」に改める。

第四百四条の二の表支出命令の項行為を行う者の欄中「管理部長」を「局長」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月十五日から施行する。